

海老名総合病院医療安全管理指針

第1条 目的

本指針は、医療事故の防止・再発防止対策及び発生時の適切な対応など海老名総合病院(以下「当院」)における医療安全体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2条 医療安全責任者

1 医療安全管理最高責任者

医療安全管理最高責任者は病院長とする。医療安全対策の責任者は医療安全対策室長とする。

2 医療安全対策室長

医療安全対策室長は当院の医療安全を統括し、医療事故防止対策の最終決定権を持つものとする。

第3条 医療安全管理委員会及び分科会

1 医療安全管理委員会

第1条の目的を達成するため医療安全管理委員会規程に従い、医療安全管理委員会を設置する。医療安全管理委員会委員長は病院長が任命する。

また、同委員会分科会及び第3条以降に掲げる関連組織(以下「関連組織」)を設置する。なお、医療安全管理委員会は関連組織の承認機関として、各案件の審議、承認を行なう。

2 分科会

ア 医療安全管理委員会分科会として次の会議体を設置する。

- (1)セーフティーマネージャー会議
- (2)輸血療法委員会
- (3)医療機器管理会議透析機器安全管理委員会
- (4)臨床検査画像安全管理チーム
- (5)看護科長委員会(看護部リスクマネージャー委員会)
- (6)医薬品安全管理チーム

イ 上記アの会議体の内、(1)～(3)の会議体の長(委員長)は病院長が任命する。

ウ 上記アの会議体の内、(4)～(6)の会議体の長(委員長)は医療安全管理委員会委員長(医療安全対策室長)が任命する。

3 分科会の責任者及び役割

分科会の責任者及び役割については、「医療安全管理指針(医療安全管理委員会分科会の役割)」に定める。

第4条 医療安全対策室

法人業務分掌規程に従い医療安全対策室を設置する。

- 1 医療安全対策室は、室長・副室長の指示・命令に従い、当院の医療安全管理指針を取りまとめ、患者・職員の安全担保及び適切かつ質の高い医療サービスの提供のため、職員個人レベルならびに病院組織レベルの両面から事故防止対策を推し進め、組織横断的に安全管理体制を構築することを目的とする。
- 2 医療安全対策室は病院長直下の組織で、医療安全対策室長を責任者とし、副室長、医療安全管理専従者(以下専従者)は医療安全対策室長が任命するものとする。指示・命令系統は室長・副室長を優先とし、室長・副室長不在時の責任者は、専従者が権限の代行を担うものとする。
- 3 安全管理室は、安全管理室長のもと次に挙げるものをもって構成する。
 - (ア)専従・専任者 2名以上
 - (イ)兼務者(医療安全管理委員会委員)
 - (ウ)事務職 1名(専従・兼務問わず)
 - (エ)その他病院長が必要と認めたもの
- 4 業務内容

医療安全対策室の業務内容については、「医療安全管理指針(医療安全対策室の業務内容)」に定める。

以上

第1版：2019年9月1日作成

第2版：2020年7月1日改訂

第3版：2023年6月1日改訂(2023年5月18日医療安全管理委員会承認)

第4版：2024年6月20日改訂(2024年6月20日医療安全管理委員会承認)

第5版：2025年6月1日改訂(2025年4月17日医療安全管理委員会承認)